

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年 3月16日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 出川 昌人

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

**【事務連絡者氏名】** 加藤 淳一郎

**【電話番号】** 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック世界バランス・ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】** 3,000億円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ブラックロック世界バランス・ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

### (5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。（以下同じ。）

累積投資契約<sup>\*</sup>に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

<sup>\*</sup> 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(6)【申込単位】

1万円以上1円単位

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位(以下、「購入単位」といいます。)を別に定める場合があります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

平成23年3月17日から平成23年9月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を經由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

## 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

## 日本以外の地域における発行

行いません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック世界バランス・ファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、長期的に円ベースでの信託財産の安定した成長を目指して運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 内外 / 資産複合に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券 （資産複合（債券・株式 / 資産配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし

## &lt; 各分類および区分の定義 &gt;

## ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式／資産配分変更型））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券・株式に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は5,000億円とします。委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

ファンドの特色(当ファンドおよびマザーファンドの特色)

a. 当ファンドは、ブラックロック世界バランス・マザーファンド受益証券を通じて内外の公社債を中心に株式にも分散投資し、バランス運用によりリスクを低減しながら、円ベースでの信託財産の安定した成長を目指します。株式や外貨建資産の組入比率を低く抑え、債券・短期金融商品を中心にした資産配分により、リスクの低減を図り、安定した収益の獲得を目指します。

b. ベンチマーク<sup>\*1</sup>は以下の指標をそれぞれの割合で合成した指数(複合インデックス)とします。

・ NOMURA - B P I <sup>*2</sup>	50%
・ シティグループ世界国債インデックス <sup>*3</sup> (除く日本、円ベース)	10%
・ シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)	10%
・ T O P I X (東証株価指数) <sup>*4</sup>	10%
・ M S C I K O K U S A I インデックス(円換算ベース) <sup>*5</sup>	10%
・ 無担保コール翌日物	10%

\*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当って運用成果を評価するための基準指標です。

(ベンチマークを構成する指標は、各種機関等で公表されており、その機関等の知的財産です。またこれらの機関等は当ファンドの運用成果等に関する一切の責任を負いません。)

\*2 NOMURA - B P Iは、野村証券金融研究所が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。NOMURA - B P Iに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券金融研究所に帰属します。

\*3 シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

\*4 T O P I X (東証株価指数)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。T O P I Xは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

\*5 M S C I K O K U S A I インデックスは、日本を除く主要国を対象とする株価指数であり、M S C I Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、M S C I Inc.に帰属します。また、M S C I Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。なお、円換算ベースとは、当該インデックスを、委託会社において円に換算したものです。

c. ブラックロック・グループのグローバルなネットワークを活用し、アクティブ運用により付加価値を追求します。

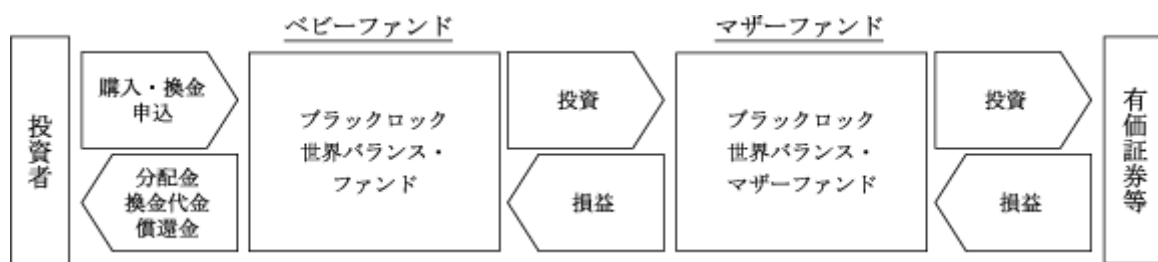
d. 為替ヘッジを行わない外貨建資産は、ファンドの純資産総額の30%程度を上限とし、為替変動リスクの低減を図ります。

e. ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

商号	委託する権限
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国債券等にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国株式等の運用指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドの運用は、ブラックロック世界バランス・マザーファンド受益証券を通じて行います。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド(「ブラックロック世界バランス・ファンド」)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド(「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」)に投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



#### 分散投資による安定運用

一般に債券と株式は同一の値動きをするものではなく、また円資産と外貨建資産も同様であり、さらに各資産クラスの銘柄間でも差こそあれ、異なる動きをされると考えられています。多くの投資対象に広く分散して投資することにより収益機会が分散され、単一の資産、国・地域、銘柄等への投資に比べてリスクを低減する効果が期待できます。当ファンドでは、リスクを抑えることを目的に複数の資産に投資します。

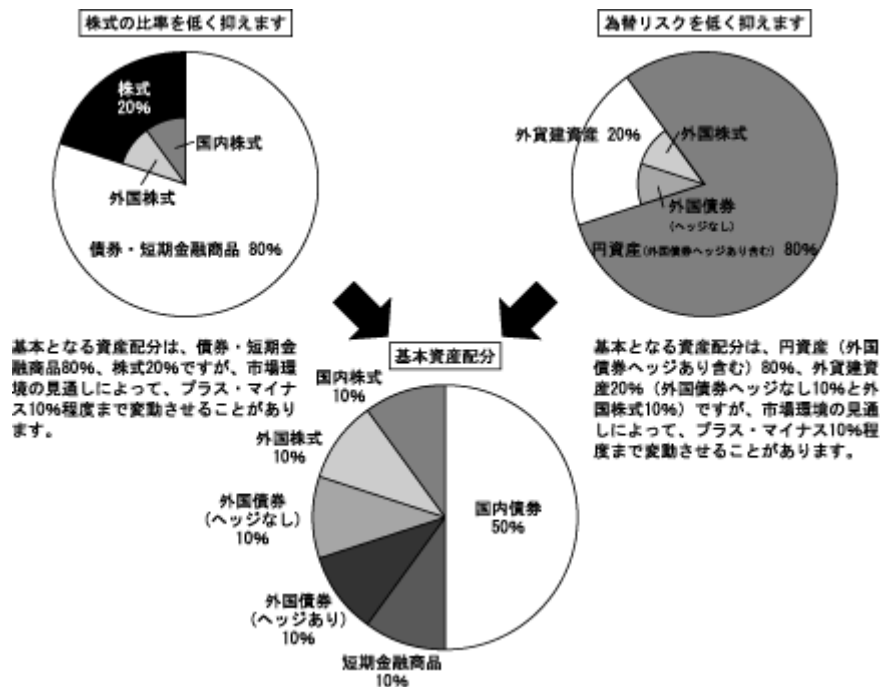


## 規律ある投資

短期的な市場の変化や偏った資産による収益の獲得を目指すのではなく、収益機会を分散すること、これが安定運用の基本です。リスクを抑えた堅実なポートフォリオの構築と一貫した運用姿勢により長期的に安定した収益を得られると考えます。

あらゆる市場状況に対応し、比較的安定した成果を期待できる基本資産配分を決定します。それをベースに投資環境に応じて戦術的な資産配分を定期的に見直し、各資産の価値の変化に応じて基本資産配分からの乖離を一定の許容される範囲内で調整します。

- ・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指し、委託会社の徹底した調査に基づいて資産配分、銘柄選択などを行います。基本となる資産配分は、債券・短期金融商品80%、株式20%ですが、市場環境の見通しによって、プラス・マイナス10%程度まで変動させることがあります。
- ・為替リスクを低く抑える運用に努めます。基本となる通貨配分は、円資産80%（外国債券ヘッジあり10%含む）、外貨建資産20%（外国債券ヘッジなし10%と外国株式10%）ですが、市場環境の見通しによって、プラス・マイナス10%程度まで変動させることがあります。なお、為替ヘッジを行わない外貨建資産は、ファンドの純資産総額の30%程度を上限とします。

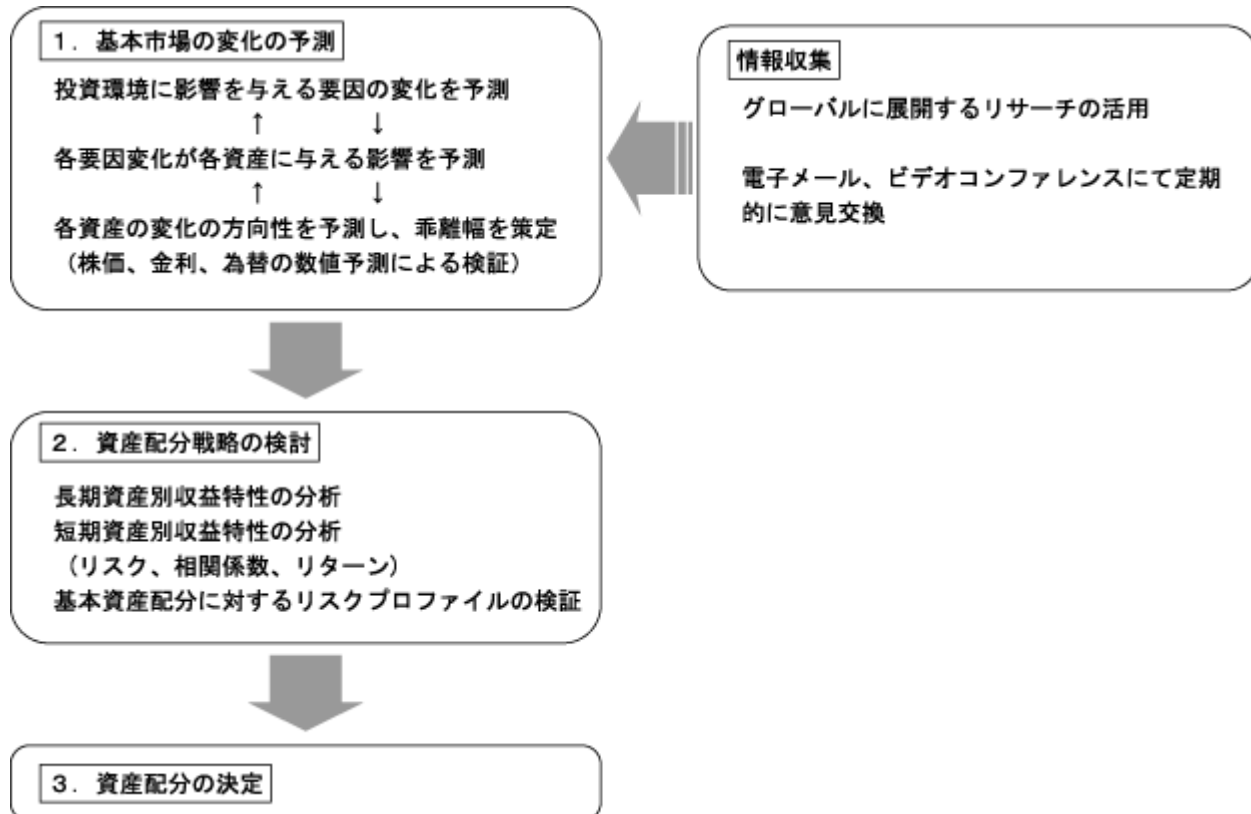


## 運用プロセス

当ファンドは委託会社のグローバル資産戦略運用部が運用を担当し、チーム運用を行っております。

資産配分については、グローバルな調査情報および日本で調査した情報やデータに基づき、グローバル資産戦略運用部で協議・承認を行い、その承認に基づき、運用を行います。

(運用プロセス概観)



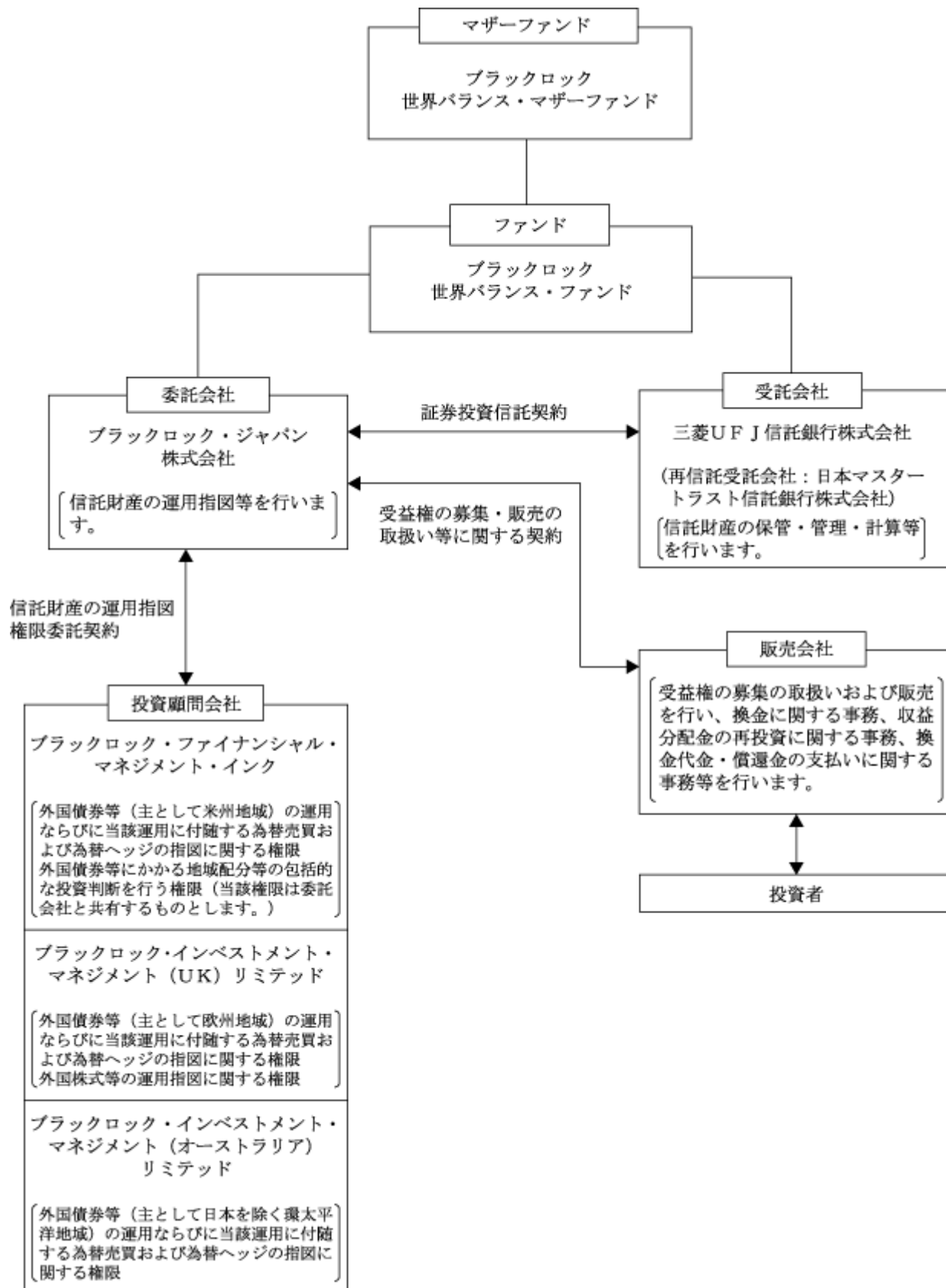
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。  
運用体制は、変更となる場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成10年12月1日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成12年12月1日	ファンド名称の変更(旧名称「メリルリンチ・マーキュリー・世界バランス・ファンド」)
平成18年10月1日	ファンド名称の変更(旧名称「メリルリンチ・世界バランス・ファンド」、「メリルリンチ・世界バランス・マザーファンド」)
平成18年10月23日	運用の基本方針の変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成21年12月2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名:ブラックロック・ジャパン株式会社)に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成22年12月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 485百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号	9,238株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．主としてブラックロック世界バランス・マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の公社債を中心に株式にも分散投資し、バランス運用によりリスクを低減しながら、円ベースでの信託財産の安定した成長を目指します。
- b．ベンチマークは以下の指標をそれぞれの割合で合成した指数(複合インデックス)とします。
- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ・NOMURA - B P I                       | 50% |
| ・シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)         | 10% |
| ・シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)     | 10% |
| ・T O P I X (東証株価指数)                   | 10% |
| ・M S C I K O K U S A I インデックス(円換算ベース) | 10% |
| ・無担保コール翌日物                            | 10% |
- c．各投資対象資産の運用に当っては、アクティブ運用により付加価値を追求します。
- d．実質外貨建資産については、為替ヘッジを行わない部分を信託財産の純資産総額の原則として30%程度までとして為替ヘッジによるリスクの低減を図ります。
- e．債券運用に当っては、デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整の目的で、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- f．ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

商号	委託する権限
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国債券等にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国株式等の運用指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- g．委託会社は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、日本市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、日本の債券等の運用指図に関する権限を委託します。
- h．前記にかかわらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。
- i．資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

#### マザーファンドの投資態度

- a．内外の公社債を中心に株式にも分散投資し、バランス運用によりリスクを低減しながら、円ベースでの信託財産の安定した成長を目指します。
- b．ベンチマークは以下の指標をそれぞれの割合で合成した指数(複合インデックス)とします。
- |  |     |
|--|-----|
| ・ NOMURA - B P I                       | 50% |
| ・ シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)         | 10% |
| ・ シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)     | 10% |
| ・ T O P I X (東証株価指数)                   | 10% |
| ・ M S C I K O K U S A I インデックス(円換算ベース) | 10% |
| ・ 無担保コール翌日物                            | 10% |
- c．各投資対象資産の運用に当っては、アクティブ運用により付加価値を追求します。
- d．外貨建資産については、為替ヘッジを行わない部分を信託財産の純資産総額の原則として30%程度までとして為替ヘッジによるリスクの低減を図ります。
- e．債券運用に当っては、デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整の目的で、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

f. ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

商号	委託する権限
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	外国債券等(主として米州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国債券等にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	外国債券等(主として欧州地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 外国株式等の運用指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	外国債券等(主として日本を除く環太平洋地域)の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

g. 委託会社は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、日本市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、日本の債券等の運用指図に関する権限を委託します。

h. 前記にかかわらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

i. 資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

## (2)【投資対象】

### ファンドの投資対象

#### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限りません。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限りません。)



## b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてブラックロック世界バランス・マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### c. 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### マザーファンドの投資対象

##### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限りません。)
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限りません。)

##### b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券

- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ)
  - (j) コマーシャル・ペーパー
  - (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

## c . 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

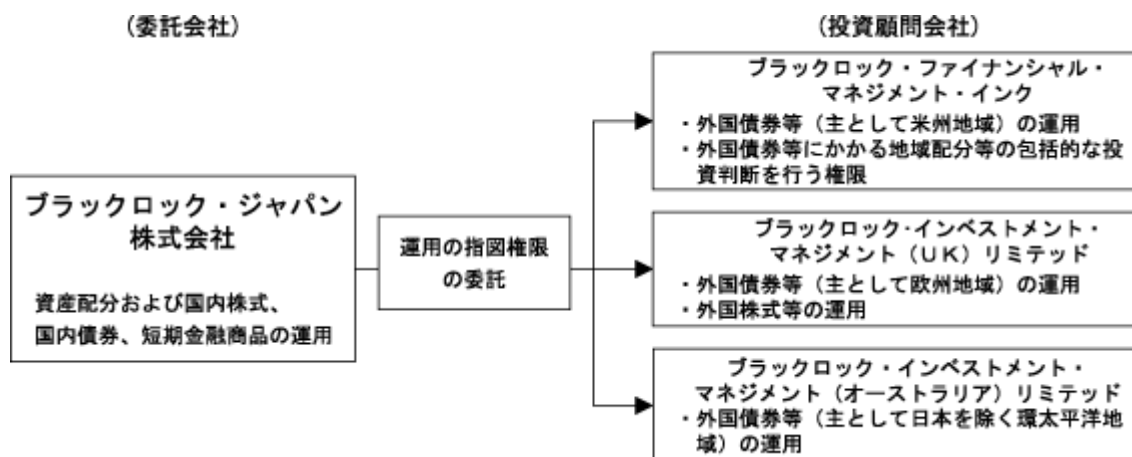
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括し、グローバル資産戦略運用部（当ファンド担当：4名程度）が運用を担当しております。

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、ブラックロック・グループの運用会社に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

ブラックロック・グループの運用会社に、運用の指図に関する権限を委託します。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.56兆ドル<sup>\*</sup>（約289兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2010年12月末現在。(円換算レートは1ドル=81.11円を使用)

## (4)【分配方針】

## 収益分配方針

年2回の毎決算時(6月16日、12月16日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

## a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

## b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

## c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b．売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

## 収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約<sup>\*</sup>に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

## (5)【投資制限】

## 当ファンドの投資制限

## a．投資する株式等の範囲(約款第19条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## b．投資する株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限 および )

- (a) 株式への実質投資割合<sup>\*</sup>は信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

\* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

## c．同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限 および )

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限 )

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## e．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限 )

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。

## f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g．投資する投資信託証券への投資制限(運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限 )

投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## h．信用取引の指図範囲(約款第21条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## i．先物取引の運用指図(約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。



## j．スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 1．有価証券の貸付けの指図(約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## m．公社債の空売りの指図範囲(約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## n．公社債の借入れ(約款第28条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## o. 外国為替予約の指図(約款第31条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## p. 資金の借入れ(約款第39条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## マザーファンドの投資制限

## a. 投資する株式等の範囲(約款第12条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- b. 投資する株式等への投資比率の制限(運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限 および )
- (a) 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以下とします。
  - (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限 および )
- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限 )
- 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限 )
- 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- f. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g. 投資する投資信託証券への投資制限(運用の基本方針2. 運用方法(3)投資制限 )
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- h. 信用取引の指図範囲(約款第14条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## i．先物取引の運用指図(約款第15条)

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## j．スワップ取引の運用指図(約款第16条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- k . 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(約款第18条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- l . 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
    - イ . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- m . 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
  - (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## n．公社債の借入れ(約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## o．外国為替予約の指図(約款第24条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## 投信法等関係法令で定める投資制限

## a．デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとする。

## b．同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、投資者は、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

##### 基準価額の変動要因

##### a．株価変動のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、円以外のさまざまな外貨建有価証券等に投資することができます。原則として、為替ヘッジを行わない部分をファンドの純資産総額の30%程度までとして、為替変動によるリスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行わない部分について為替差損が生じることがあります。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### e．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。



## ファンド運営上のリスク

### a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入の受付および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受け付けた受益権の購入の受付および換金の受付についても取り消す場合があります。

### b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が20億口を下回る事となった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

### c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下、「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5855%(税抜1.51%)以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分は次のとおりとします。

信託財産の純資産総額に対して	委託会社	販売会社	受託会社	合計
純資産総額が 350億円以下の部分	年0.819% (税抜0.78%)	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.0840% (税抜0.08%)	年1.5855% (税抜1.51%)
350億円超1,000億円以下の部分	(同上)	(同上)	年0.0735% (税抜0.07%)	年1.5750% (税抜1.50%)
1,000億円超1,350億円以下の部分	(同上)	(同上)	年0.0630% (税抜0.06%)	年1.5645% (税抜1.49%)
1,350億円超の部分	(同上)	(同上)	年0.0525% (税抜0.05%)	年1.5540% (税抜1.48%)

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

#### 信託報酬の支払時期と支払方法等

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

## 換金時および償還時の課税について

### a．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

### b．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

## 個人、法人の課税の取扱いについて

### a．個人の投資者に対する課税

#### (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われず、原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することができます。

#### (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

#### b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。

なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

「ブラックロック世界バランス・ファンド」

(1)【投資状況】(平成23年1月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,023,986,611	100.20
内 日本	3,023,986,611	100.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,046,902	0.20
純資産総額	3,017,939,709	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## マザーファンド

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	1,821,588,198	25.69
内 日本	679,967,600	9.59
内 アメリカ	615,233,309	8.68
内 ユーロ	153,073,823	2.16
内 イギリス	150,602,799	2.12
内 スイス	101,100,112	1.43
内 カナダ	45,394,645	0.64
内 香港	39,820,657	0.56
内 シンガポール	29,586,729	0.42
内 スウェーデン	6,808,524	0.10
国債証券	3,653,401,902	51.52
内 日本	2,782,766,190	39.24
内 ユーロ	412,442,337	5.82
内 アメリカ	339,871,520	4.79
内 イギリス	74,680,218	1.05
内 カナダ	17,948,798	0.25
内 デンマーク	17,413,903	0.25
内 オーストラリア	8,278,936	0.12

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
地方債証券	28,069,460	0.40
内 アメリカ	18,845,910	0.27
内 ユーロ	9,223,550	0.13
特殊債券	319,048,234	4.50
内 日本	280,056,820	3.95
内 オーストラリア	12,449,088	0.18
内 カナダ	9,548,087	0.13
内 スイス	8,516,805	0.12
内 ユーロ	5,129,991	0.07
内 イギリス	3,347,443	0.05
社債券	443,355,705	6.25
内 日本	309,125,060	4.36
内 ユーロ	70,593,281	1.00
内 アメリカ	58,886,270	0.83
内 イギリス	4,751,094	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	825,549,224	11.64
純資産総額	7,091,012,723	100.00

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (2) 【投資資産】（平成23年1月末現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック世界バランス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,398,466,538	1.2564	3,013,486,536	1.2608	3,023,986,611	100.20

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.20

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (参考情報)

## ブラックロック世界バランス・マザーファンド(平成23年1月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	業種	数量	簿価単価	簿価金額 (円)	評価単価	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	306 10年国債	日本	2020/3/20	1.400000	国債証券	-	980,000,000	103.06	1,010,026,400	102.52	1,004,784,200	14.17
2	293 2年国債	日本	2012/6/15	0.200000	国債証券	-	700,000,000	100.14	701,000,000	100.05	700,378,000	9.88
3	95 20年国債	日本	2027/6/20	2.300000	国債証券	-	340,000,000	107.24	364,617,400	106.59	362,416,200	5.11
4	164 国庫短期証券	日本	2011/4/18	-	国債証券	-	130,000,000	99.97	129,961,000	99.97	129,971,010	1.83
5	296 2年国債	日本	2012/9/15	0.100000	国債証券	-	130,000,000	99.88	129,854,400	99.87	129,842,700	1.83
6	4 本州四国連絡橋	日本	2014/12/19	1.500000	特殊債券	-	120,000,000	104.69	125,635,600	103.80	124,564,200	1.76
7	14 30年国債	日本	2034/3/20	2.400000	国債証券	-	100,000,000	106.09	106,098,000	106.07	106,072,000	1.50
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	2020/11/15	2.625000	国債証券	-	110,054,200	94.22	103,701,260	94.13	103,597,320	1.46
9	81 5年国債	日本	2014/3/20	0.800000	国債証券	-	100,000,000	101.99	101,999,700	101.54	101,547,000	1.43
10	109 オリックス	日本	2011/12/15	1.740000	社債券	-	100,000,000	100.70	100,700,000	101.21	101,218,500	1.43
11	300 2年国債	日本	2013/1/15	0.200000	国債証券	-	100,000,000	100.01	100,017,000	100.01	100,019,000	1.41
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	2012/12/31	0.625000	国債証券	-	99,377,300	100.06	99,439,743	100.18	99,564,129	1.40
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	2015/11/30	1.375000	国債証券	-	101,102,030	98.69	99,779,226	97.79	98,874,752	1.39
14	103 20年国債	日本	2028/6/20	2.300000	国債証券	-	90,000,000	108.76	97,888,000	105.91	95,324,400	1.34
15	475 中部電力	日本	2016/5/25	2.030000	社債券	-	70,000,000	108.10	75,671,610	107.42	75,195,960	1.06
16	BUNDESobligation	ユーロ	2015/10/9	1.750000	国債証券	-	64,064,140	99.23	63,573,586	97.70	62,591,946	0.88
17	232 信金中金	日本	2014/3/27	1.350000	特殊債券	-	50,000,000	103.47	51,735,500	102.94	51,471,500	0.73
18	CHEVRON CORP	アメリカ	-	-	株式	エネルギー	6,078	6,116.20	37,174,308	7,668.47	46,609,009	0.66
19	UNITED KINGDOM GILT	イギリス	2039/9/7	4.250000	国債証券	-	46,962,490	103.12	48,430,947	96.83	45,478,475	0.64
20	517 東京電力	日本	2015/6/15	1.355000	社債券	-	40,000,000	104.12	41,649,120	103.52	41,411,680	0.58
21	24 シティグループ・インク	日本	2011/6/30	2.660000	社債券	-	41,000,000	100.02	41,008,770	100.64	41,265,270	0.58
22	10 東日本高速道	日本	2013/12/20	0.343000	社債券	-	40,000,000	99.80	39,920,000	99.85	39,941,800	0.56
23	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	ユーロ	2020/7/4	3.000000	国債証券	-	40,179,600	106.44	42,771,184	98.84	39,717,132	0.56
24	三菱商事	日本	-	-	株式	卸売業	17,100	2,008.84	34,351,248	2,285.00	39,073,500	0.55
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	2040/11/15	4.250000	国債証券	-	39,258,140	97.22	38,169,621	95.49	37,491,523	0.53
26	NOVARTIS AG REG	スイス	-	-	株式	医薬品・バイオテクノロジー	7,879	4,682.46	36,893,112	4,606.27	36,292,817	0.51
27	PEPSICO INC	アメリカ	-	-	株式	食品・飲料・タバコ	6,736	5,258.32	35,420,083	5,289.17	35,627,862	0.50
28	APPLE INC	アメリカ	-	-	株式	ソフトウェア・サービス	1,283	21,088.35	27,056,365	27,599.78	35,410,526	0.50
29	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	ユーロ	2020/9/4	2.250000	国債証券	-	37,947,400	94.42	35,830,177	92.90	35,255,031	0.50
30	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	ユーロ	2015/6/15	3.000000	国債証券	-	34,822,320	100.55	35,016,193	97.08	33,808,642	0.48

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	25.69
国債証券	51.52
地方債証券	0.40
特殊債券	4.50
社債券	6.25
合計	88.36

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

業種	国内/外国	投資比率(%)	
水産・農林業	国内	0.03	
建設業		0.07	
食料品		0.43	
繊維製品		0.07	
パルプ・紙		0.04	
化学		0.68	
医薬品		0.34	
石油・石炭製品		0.37	
ガラス・土石製品		0.06	
鉄鋼		0.36	
金属製品		0.30	
機械		0.03	
電気機器		1.23	
輸送用機器		1.13	
精密機器		0.31	
その他製品		0.05	
電気・ガス業		0.38	
陸運業		0.12	
倉庫・運輸関連業		0.03	
情報・通信業		0.50	
卸売業		0.55	
小売業		0.31	
銀行業		0.88	
証券、商品先物取引業		0.13	
保険業		0.36	
その他金融業		0.24	
不動産業		0.02	
サービス業		0.56	
食品・日用品		外国	1.03
銀行			1.81
エネルギー			1.68
素材			1.00
資本財			1.26
商業サービス・用品	0.46		
自動車・自動車部品	0.40		
ホテル・レストラン・レジャー	0.39		
メディア	0.32		
小売	0.41		
食品・飲料・タバコ	1.35		
ヘルスケア機器・サービス	0.53		
医薬品・バイオテクノロジー	0.76		
各種金融	0.51		
ソフトウェア・サービス	0.87		
テクノロジー製品・機器	1.13		
電気通信サービス	1.77		
公益事業	0.40		
合計	25.69		

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	オーストラ リア	シドニー 先物取引所	AUST 10YR BOND FUTURE MAR 11	買建	9	74,913,560	75,851,323	1.07
債券先物 取引	オーストラ リア	シドニー 先物取引所	AUST 3YR BOND FUTURES MAR 11	売建	8	66,290,538	66,723,837	0.94

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年1月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5期(平成13年6月18日)	3,416,076,198	(同左)	0.9929	(同左)
第6期(平成13年12月17日)	3,795,898,797	(同左)	0.9627	(同左)
第7期(平成14年6月17日)	4,115,164,946	(同左)	0.9540	(同左)
第8期(平成14年12月16日)	4,043,668,158	(同左)	0.9416	(同左)
第9期(平成15年6月16日)	4,165,045,335	(同左)	0.9829	(同左)
第10期(平成15年12月16日)	4,029,221,745	(同左)	0.9559	(同左)
第11期(平成16年6月16日)	4,072,018,311	(同左)	0.9715	(同左)
第12期(平成16年12月16日)	3,976,244,688	(同左)	0.9904	(同左)
第13期(平成17年6月16日)	3,881,223,246	3,892,231,131	1.0000	1.0028
第14期(平成17年12月16日)	3,718,680,362	3,753,651,932	1.0495	1.0594
第15期(平成18年6月16日)	3,472,998,119	3,489,172,148	1.0320	1.0368
第16期(平成18年12月18日)	3,504,874,161	3,537,014,767	1.0774	1.0873
第17期(平成19年6月18日)	3,480,394,629	3,511,668,257	1.0862	1.0959
第18期(平成19年12月17日)	3,440,835,439	3,456,725,583	1.0698	1.0747
第19期(平成20年6月16日)	3,336,080,954	3,351,619,818	1.0339	1.0387
第20期(平成20年12月16日)	2,927,946,701	(同左)	0.9172	(同左)
第21期(平成21年6月16日)	3,006,124,813	(同左)	0.9402	(同左)
第22期(平成21年12月16日)	3,070,218,956	(同左)	0.9586	(同左)
第23期(平成22年6月16日)	3,056,537,658	(同左)	0.9585	(同左)
第24期(平成22年12月16日)	3,014,070,397	(同左)	0.9607	(同左)
平成22年1月末日	3,057,703,653		0.9558	
2月末日	3,055,072,204		0.9548	
3月末日	3,118,471,615		0.9778	
4月末日	3,143,633,038		0.9856	
5月末日	3,030,100,595		0.9517	
6月末日	2,968,624,687		0.9422	
7月末日	3,008,314,103		0.9550	
8月末日	2,968,747,215		0.9446	
9月末日	3,031,875,301		0.9660	
10月末日	2,999,116,133		0.9557	
11月末日	2,995,009,380		0.9546	
12月末日	3,011,191,868		0.9607	
平成23年1月末日	3,017,939,709		0.9622	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	
第9期	
第10期	
第11期	
第12期	
第13期	0.0030
第14期	0.0100
第15期	0.0050
第16期	0.0100
第17期	0.0100
第18期	0.0050
第19期	0.0050
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	

(注) 1口当たりの分配金は外国税控除前の金額です。

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5期	0.3
第6期	3.0
第7期	0.9
第8期	1.3
第9期	4.4
第10期	2.7
第11期	1.6
第12期	1.9
第13期	1.3
第14期	5.9
第15期	1.2
第16期	5.4
第17期	1.7
第18期	1.1
第19期	2.9
第20期	11.3
第21期	2.5
第22期	2.0
第23期	0.0
第24期	0.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第5期	513,426,217	67,738,757	3,440,529,884
第6期	597,565,917	95,313,571	3,942,782,230
第7期	465,145,630	94,140,481	4,313,787,379
第8期	184,167,369	203,582,800	4,294,371,948
第9期	165,135,408	222,200,890	4,237,306,466
第10期	156,351,819	178,510,274	4,215,148,011
第11期	130,878,582	154,523,070	4,191,503,523
第12期	116,481,777	293,043,443	4,014,941,857
第13期	101,502,707	235,035,765	3,881,408,799
第14期	95,249,404	433,441,967	3,543,216,236
第15期	96,045,532	273,856,450	3,365,405,318
第16期	78,762,735	191,070,527	3,253,097,526
第17期	76,556,116	125,400,815	3,204,252,827
第18期	104,672,868	92,469,186	3,216,456,509
第19期	69,148,559	58,824,700	3,226,780,368
第20期	67,730,430	102,393,933	3,192,116,865
第21期	58,810,876	53,695,574	3,197,232,167
第22期	48,273,765	42,828,889	3,202,677,043
第23期	42,479,562	56,200,686	3,188,955,919
第24期	39,388,660	91,066,354	3,137,278,225

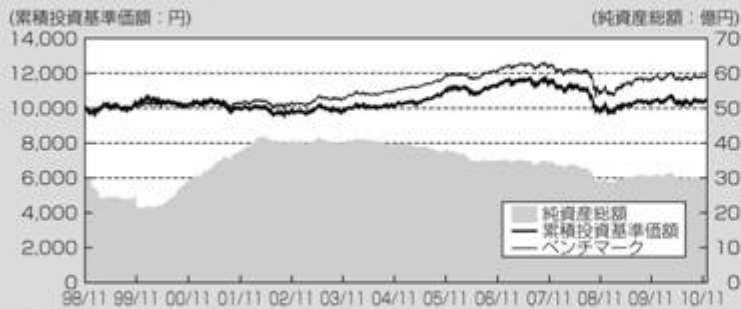
[次へ](#)



(参考情報)

運用実績(2010年12月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移



※累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

設定来累計		830円
第20期	2008年12月	0円
第21期	2009年6月	0円
第22期	2009年12月	0円
第23期	2010年6月	0円
第24期	2010年12月	0円

※分配金は税引前、1万円単位

## 主要な資産の状況

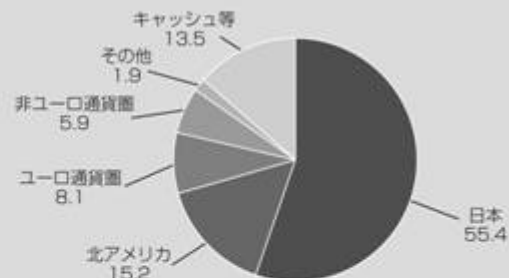
## 資産構成比率(%)\*

	当ファンド	ベンチマーク	差
債券	62.5	70.0	-7.5
国内債券	47.7	50.0	-2.3
外国債券	14.8	20.0	-5.2
株式	24.0	20.0	4.0
国内株式	8.3	10.0	-1.7
外国株式	15.7	10.0	5.7
キャッシュ等	13.5	10.0	3.5
合計	100.0	100.0	-

※ユーロ円債は国内債券に含まれます。

※外国債券は債券先物と金利先物を含みます。

## 地域別構成比率(%)\*



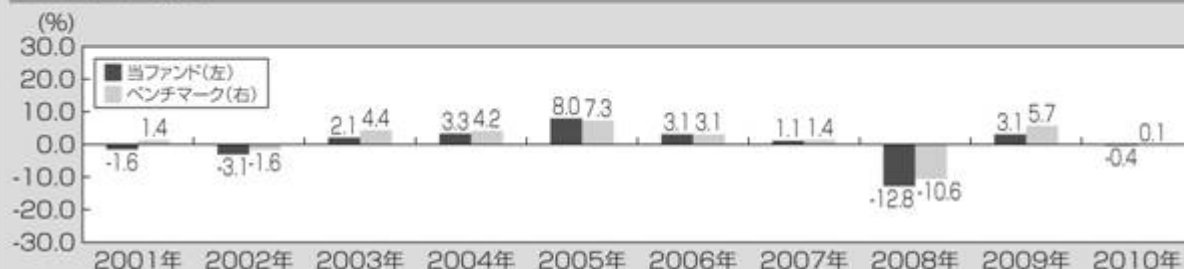
※比率は発行国ベース

## 組入上位10銘柄(%)\*

順位	銘柄名	国名	種類	比率	順位	銘柄名	国名	種類	比率
1	306 10年国債	日本	国債証券	14.2	6	4 本州四国連絡橋	日本	特殊債券	1.8
2	293 2年国債	日本	国債証券	10.6	7	14 30年国債	日本	国債証券	1.5
3	95 20年国債	日本	国債証券	5.2	8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2012/11/30	アメリカ	国債証券	1.5
4	146 国庫短期証券	日本	国債証券	3.2	9	81 5年国債	日本	国債証券	1.4
5	296 2年国債	日本	国債証券	1.8	10	109 オリックス	日本	社債券	1.4

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

## 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しております。

※直近10年間の年間収益率の推移です。

※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

また、投資者は、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

#### (4) 購入単位

お申込みは1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

ただし、収益分配金の再投資の場合は1円単位とします。

販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は、販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

#### (5) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

#### (6) 購入時手数料

購入受付日の翌営業日の基準価額の2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

#### (7) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

#### (8) 購入代金の計算とお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって換金の申込をすることができます。

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

## (2) 換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター　：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

## (3) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

## (4) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

## (5) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「世界バラ」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

計算期間は毎年6月17日から12月16日および12月17日から翌年6月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

## ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金することにより、受益権の口数が20億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。



償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（平成21年12月17日から平成22年6月16日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、また、第24期計算期間（平成22年6月17日から平成22年12月16日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」の貸借対照表及び附属明細表を記載しております。  
なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

ブラックロック世界バランス・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (平成22年6月16日現在)	第24期 (平成22年12月16日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,080,926,152	3,037,991,498
未収入金	-	1,855,229
流動資産合計	3,080,926,152	3,039,846,727
資産合計	3,080,926,152	3,039,846,727
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	1,855,229
未払受託者報酬	1,292,072	1,267,300
未払委託者報酬	23,096,422	22,653,801
流動負債合計	24,388,494	25,776,330
負債合計	24,388,494	25,776,330
純資産の部		
元本等		
元本	3,188,955,919	3,137,278,225
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,418,261	123,207,828
（分配準備積立金）	232,992,023	226,364,333
純資産合計	3,056,537,658	3,014,070,397
負債純資産合計	3,080,926,152	3,039,846,727

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	24,030,056	30,933,087
営業収益合計	24,030,056	30,933,087
営業費用		
受託者報酬	1,292,072	1,267,300
委託者報酬	23,096,422	22,653,801
営業費用合計	24,388,494	23,921,101
営業利益又は営業損失( )	358,438	7,011,986
経常利益又は経常損失( )	358,438	7,011,986
当期純利益又は当期純損失( )	358,438	7,011,986
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	442,555	207,377
期首剰余金又は期首欠損金( )	132,458,087	132,418,261
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,321,953	3,783,498
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,321,953	3,783,498
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,481,134	1,792,428
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,481,134	1,792,428
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	132,418,261	123,207,828

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (平成22年 6月16日現在)	第24期 (平成22年12月16日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,188,955,919口	3,137,278,225口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 132,418,261円	元本の欠損 123,207,828円
3 1口当たり純資産額	0.9585円	0.9607円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	5,039,331円	5,884,057円
2 分配金の計算過程	第23期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(800,993円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(61,163,681円)、収益調整金(その他収益調整金)(43,003,704円)、分配準備積立金(232,992,023円)により、分配対象収益は275,995,727円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第24期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(45,158,891円)、分配準備積立金(226,364,333円)により、分配対象収益は271,523,224円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
3 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	

## (税効果会計に関する注記)

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株式・公社債投資のリスク」、「為替変動リスク」、「カンントリー・リスク」、「オプション、先物、その他投資手法のリスク」等があります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。</p> <p>(2) 信用リスクの管理</p> <p>ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>同左</p> <p>(2) 信用リスクの管理</p> <p>同左</p>

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
<p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>	<p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

第23期 (平成22年 6月16日現在)	第24期 (平成22年12月16日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
該当事項はありません。	同左

## (その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第23期 (平成22年 6月16日現在)	第24期 (平成22年12月16日現在)
期首元本額	3,202,677,043円	3,188,955,919円
期中追加設定元本額	42,479,562円	39,388,660円
期中一部解約元本額	56,200,686円	91,066,354円

## 2 有価証券関係

第23期(平成22年 6月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,377,049

第24期(平成22年12月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	30,923,611

## 3 デリバティブ取引関係

第23期 (自 平成21年12月17日 至 平成22年 6月16日)	第24期 (自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック世界バランス・マザー ファンド	2,418,012,972	3,037,991,498	
親投資信託受益証券 合計		2,418,012,972	3,037,991,498	
合計		2,418,012,972	3,037,991,498	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成22年12月16日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック世界バランス・マザーファンド」の状況

## (1)貸借対照表

区分	(平成22年12月16日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	36,028,855
コール・ローン	945,018,196
株式	1,737,717,104
国債証券	3,684,954,117
地方債証券	28,274,825
特殊債券	332,579,656
社債券	409,647,929
派生商品評価勘定	10,699,845
未収入金	15,878,401
未収配当金	762,611
未収利息	15,148,048
前払費用	5,756,484
差入委託証拠金	2,072,382
流動資産合計	7,224,538,453
資産合計	7,224,538,453
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,177,631
未払金	35,419,822
未払解約金	9,536,800
流動負債合計	56,134,253
負債合計	56,134,253
純資産の部	
元本等	
元本	5,705,495,870
剰余金	
剰余金	1,462,908,330
純資産合計	7,168,404,200
負債純資産合計	7,224,538,453

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p>
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該債券先物取引に係るものであります。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>

項目	(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。  (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年12月16日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	5,705,495,870口
2 1口当たり純資産額	1.2564円

## (税効果会計に関する注記)

(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)	
1	<p><b>金融商品に対する取組方針</b></p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p><b>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</b></p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式及び公社債であります。</p> <p>当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「為替変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3	<p><b>金融商品に係るリスク管理体制</b></p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。</p> <p>(2) 信用リスクの管理</p> <p>ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p> <p>(3) 取引先リスクの管理</p> <p>リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty &amp; Concentration Riskチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年12月16日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 株式、公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額</p> <p>金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)	
該当事項はありません。	

## (重要な後発事象に関する注記)

(自 平成22年 6月17日 至 平成22年12月16日)	
該当事項はありません。	

## (その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成22年12月16日現在)	
同計算期間の期首元本額	5,894,058,110円
同計算期間中の追加設定元本額	164,432,646円
同計算期間中の一部解約元本額	352,994,886円
同計算期間末日の元本額	5,705,495,870円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	3,287,482,898円
ブラックロック世界バランス・ファンド	2,418,012,972円
合計	5,705,495,870円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

(平成22年12月16日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	170,650,457
国債証券	56,981,703
地方債証券	1,335,668
特殊債券	3,530,092
社債券	1,810,288
合計	106,992,706

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。



## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連及び通貨関連

区分	種類	(平成22年12月16日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	イギリス・ポンド	15,696,308		15,387,125	309,183
	オーストラリア・ドル	42,434,607		42,353,877	80,730
	ユーロ	12,154,784		12,101,298	53,486
市場取引以外の取引	買建				
	オーストラリア・ドル	42,557,839		42,541,929	15,910
	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	240,941,302		248,230,877	7,289,575
イギリス・ポンド	36,593,143		36,904,823	311,680	
オーストラリア・ドル	21,752,118		22,472,055	719,937	
カナダ・ドル	32,624,273		33,747,220	1,122,947	
スイス・フラン	5,369,805		5,489,190	119,385	
デンマーク・クローネ	667,197		672,300	5,103	
ユーロ	327,939,331		322,026,355	5,912,976	
市場取引以外の取引	買建				
	アメリカ・ドル	97,716,002		100,734,915	3,018,913
	イギリス・ポンド	2,626,213		2,618,200	8,013
	カナダ・ドル	24,835,609		25,624,440	788,831
	ユーロ	87,862,270		86,812,915	1,049,355
合計		991,770,801		997,717,519	477,786

(注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算期間末日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本円				
マルハニチロホールディングス	10,000	137	1,370,000	
清水建設	4,000	351	1,404,000	
積水ハウス	2,000	797	1,594,000	
中電工	1,700	998	1,696,600	
トーエネック	3,000	477	1,431,000	
ディー・エヌ・エー	3,600	2,975	10,710,000	
宝ホールディングス	3,000	494	1,482,000	
日本たばこ産業	66	281,500	18,579,000	
東洋紡績	18,000	147	2,646,000	
日東紡績	8,000	211	1,688,000	
東レ	5,000	491	2,455,000	
大王製紙	4,000	576	2,304,000	
協和発酵キリン	2,000	862	1,724,000	
野村総合研究所	6,500	1,817	11,810,500	
日油	4,000	390	1,560,000	
花王	1,300	2,168	2,818,400	
武田薬品	1,900	3,975	7,552,500	
アステラス製薬	900	3,110	2,799,000	
中外製薬	2,000	1,533	3,066,000	
持田製薬	2,000	880	1,760,000	
大正製薬	1,000	1,794	1,794,000	
テルモ	3,600	4,635	16,686,000	
キッセイ薬品工業	900	1,613	1,451,700	
生化学工業	2,400	928	2,227,200	
太陽ホールディングス	600	2,595	1,557,000	
大塚商会	2,000	5,790	11,580,000	
富士フイルムHLDGS	7,400	2,938	21,741,200	
ライオン	5,000	449	2,245,000	
長谷川香料	1,300	1,393	1,810,900	
アース製薬	500	2,860	1,430,000	
JXホールディングス	40,300	554	22,326,200	
JFEホールディングス	7,400	2,849	21,082,600	
東洋製罐	900	1,588	1,429,200	
住生活グループ	11,900	1,798	21,396,200	
小松製作所	600	2,486	1,491,600	
クボタ	3,000	804	2,412,000	
日立	50,000	414	20,700,000	
東芝	44,000	439	19,316,000	
パナソニック	1,900	1,177	2,236,300	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
フェローテック	8,200	1,083	8,880,600	
新光電気工業	9,900	972	9,622,800	
日産自動車	25,300	807	20,417,100	
トヨタ自動車	3,400	3,285	11,169,000	
三菱自動車工業	14,000	122	1,708,000	
ケーヒン	4,500	1,944	8,748,000	
マツダ	58,000	243	14,094,000	
本田技研	2,800	3,215	9,002,000	
HOYA	8,000	2,012	16,096,000	
エフピコ	300	4,550	1,365,000	
任天堂	100	23,800	2,380,000	
東京エレクトロン	3,000	5,150	15,450,000	
三菱商事	13,500	2,219	29,956,500	
日本瓦斯	1,200	1,214	1,456,800	
ユニー	19,000	804	15,276,000	
フジ	1,300	1,729	2,247,700	
三菱UFJフィナンシャルG	27,500	435	11,962,500	
三井住友フィナンシャルG	800	2,856	2,284,800	
秋田銀行	7,000	250	1,750,000	
山形銀行	4,000	387	1,548,000	
静岡銀行	3,000	742	2,226,000	
福井銀行	5,000	259	1,295,000	
滋賀銀行	3,000	457	1,371,000	
百五銀行	4,000	358	1,432,000	
四国銀行	9,000	270	2,430,000	
住友信託	40,000	495	19,800,000	
みずほ信託銀行	37,000	84	3,108,000	
みずほフィナンシャルG	32,100	150	4,815,000	
中京銀行	7,000	218	1,526,000	
オリックス	1,740	7,860	13,676,400	
みずほ証券	13,000	231	3,003,000	
みずほインベスタズ証	39,000	90	3,510,000	
岡三証券グループ	6,000	348	2,088,000	
松井証券	3,600	610	2,196,000	
MS&AD	3,400	2,021	6,871,400	
富士火災	16,000	118	1,888,000	
T&Dホールディングス	850	2,104	1,788,400	
三井不動産	1,000	1,559	1,559,000	
東日本旅客鉄道	5,400	5,420	29,268,000	
三菱倉庫	1,000	1,083	1,083,000	
KDDI	3	502,000	1,506,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	47	140,600	6,608,200	
東京電力	2,000	1,982	3,964,000	
中部電力	2,000	2,008	4,016,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
関西電力	3,000	2,029	6,087,000	
沖縄電力	400	4,055	1,622,000	
西部瓦斯	8,000	217	1,736,000	
ベネッセホールディングス	5,100	3,730	19,023,000	
ソフトバンク	500	2,888	1,444,000	
日本円 小計(88銘柄)	731,606		591,718,300	
香港・ドル				
HENGAN INTL GROUP CO LTD	7,500	68.050	510,375.000	
CNOOC LTD	46,000	17.960	826,160.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	115,000	6.690	769,350.000	
WEST CHINA CEMENT LTD	260,000	2.940	764,400.000	
SANDS CHINA LTD	95,200	16.320	1,553,664.000	
香港・ドル 小計(5銘柄)	523,700		4,423,949.000 (47,911,367)	
アメリカ・ドル				
ACTIVISION BLIZZARD INC	21,124	12.030	254,121.720	
ALTERA CORPORATION	4,050	36.490	147,784.500	
ANADARKO PETROLEUM CORP	2,984	67.410	201,151.440	
APPLE INC	1,283	320.360	411,021.880	
BECTON DICKINSON & CO	912	83.040	75,732.480	
CHEVRON CORP	6,078	88.010	534,924.780	
CITIGROUP	51,431	4.590	236,068.290	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	2,838	69.240	196,503.120	
DIRECTV CLASS A	4,896	39.650	194,126.400	
DOVER CORP	2,815	57.530	161,946.950	
GILEAD SCIENCES INC	4,306	37.310	160,656.860	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	866	165.210	143,071.860	
INTUITIVE SURGICAL INC	237	256.260	60,733.620	
JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	3,000	26.460	79,380.000	
LAM RESEARCH CORP	3,425	50.800	173,990.000	
MCDONALD'S CORPORATION	1,733	76.980	133,406.340	
MERCADOLIBRE INC	2,002	69.680	139,499.360	
NII HOLDINGS INC	6,030	45.150	272,254.500	
ORACLE CORPORATION	10,003	30.490	304,991.470	
PEPSICO INC	6,736	65.240	439,456.640	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	8,218	59.410	488,231.380	
PRAXAIR INC	3,016	93.090	280,759.440	
SPX CORP	4,240	70.390	298,453.600	
SCHLUMBERGER LTD	2,652	80.720	214,069.440	
3M CO	1,107	85.810	94,991.670	
TIFFANY & CO	3,816	63.360	241,781.760	
VEECO INSTRUMENTS INC	4,382	42.780	187,461.960	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
VERIZON COMMUNICATIONS	11,645	34.630	403,266.350	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,514	34.380	120,811.320	
WELLS FARGO & COMPANY	2,296	29.790	68,397.840	
LAZARD LTD-CL A	5,434	38.760	210,621.840	
WEATHERFORD INTL LTD	8,277	20.550	170,092.350	
アメリカ・ドル 小計(32銘柄)	195,346		7,099,761.160 (598,083,880)	
イギリス・ポンド				
TULLOW OIL PLC	6,177	12.150	75,050.550	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	10,253	24.075	246,840.970	
STANDARD CHARTERD BANK	3,999	17.425	69,682.570	
RIO TINTO PLC	3,950	44.300	174,985.000	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	117,644	0.685	80,586.140	
BG GROUP PLC	3,339	13.010	43,440.390	
BARCLAYS PLC	30,399	2.620	79,645.380	
XSTRATA PLC	10,590	14.410	152,601.900	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	5,972	36.080	215,469.760	
MAN GROUP PLC	32,294	2.922	94,363.060	
イギリス・ポンド 小計(10銘柄)	224,617		1,232,665.720 (161,491,535)	
カナダ・ドル				
ROGERS COMMUNICATIONS B	9,784	34.250	335,102.000	
TECK RESOURCES LTD	4,460	56.540	252,168.400	
カナダ・ドル 小計(2銘柄)	14,244		587,270.400 (49,242,622)	
シンガポール・ドル				
DBS GROUP HOLDINGS LTD	20,000	13.900	278,000.000	
GENTING SINGAPORE PLC	79,000	2.130	168,270.000	
シンガポール・ドル 小計(2銘柄)	99,000		446,270.000 (28,588,056)	
スイス・フラン				
NOVARTIS AG REG	7,879	56.250	443,193.750	
ABB LTD	9,780	20.740	202,837.200	
THE SWATCH GROUP AG-B	546	425.000	232,050.000	
UBS AG-REG	9,904	15.870	157,176.480	
JULIUS BAER GROUP LTD	3,290	42.800	140,812.000	
スイス・フラン 小計(5銘柄)	31,399		1,176,069.430 (102,459,168)	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
スウェーデン・クローナ HEXAGON AB-B SHS	4,365	137.200	598,878.000	
スウェーデン・クローナ 小計(1銘柄)	4,365		598,878.000 (7,366,199)	
ノルウェー・クローネ TELENOR ASA	4,020	90.400	363,408.000	
ノルウェー・クローネ 小計(1銘柄)	4,020		363,408.000 (5,124,053)	
ユーロ DAIMLER AG	4,605	53.900	248,209.500	
SANOFI-AVENTIS	6,043	49.530	299,309.790	
TELEFONICA S.A.	15,590	17.215	268,381.850	
ASML HOLDING NV	4,383	27.755	121,650.160	
SOCIETE GENERALE	2,991	41.360	123,707.760	
HEINEKEN NV	6,999	35.230	246,574.770	
ユーロ 小計(6銘柄)	40,611		1,307,833.830 (145,731,924)	
合計(152銘柄)	1,868,908		1,737,717,104 (1,145,998,804)	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	日本円				
	103 20年国債	70,000,000	73,195,500		
	12 物価連動国債	30,000,000	29,775,420		
	14 30年国債	100,000,000	105,013,000		
	146 国庫短期証券	230,000,000	229,968,950		
	24 30年国債	10,000,000	10,722,200		
	293 2年国債	750,000,000	750,105,000		
	296 2年国債	130,000,000	129,763,400		
	306 10年国債	980,000,000	996,307,200		
	4 30年国債	10,000,000	11,362,700		
	81 5年国債	100,000,000	101,443,000		
	95 20年国債	340,000,000	357,979,200		
	日本円 小計(11銘柄)	2,750,000,000	2,795,635,570		
	アメリカ・ドル				
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2012/11/30	1,307,000.000	1,302,869.880		
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2015/11/30	1,269,000.000	1,225,828.620		
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2020/11/15	1,278,000.000	1,182,443.940		
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2039/2/15	5,000.000	4,126.950		
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2040/8/15	556,000.000	490,920.200		
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2040/11/15	66,000.000	62,251.200		
	アメリカ・ドル 小計(6銘柄)	4,481,000.000 (377,479,440)	4,268,440.790 (359,573,452)		
	イギリス・ポンド				
	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2019/9/7	62,000.000	62,967.200		
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7	426,000.000	412,240.200		
	UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2015/9/7	101,000.000	111,796.900		
	イギリス・ポンド 小計(3銘柄)	589,000.000 (77,164,890)	587,004.300 (76,903,433)		
	カナダ・ドル				
	CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1	81,000.000	97,117.380		
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2020/6/1	119,000.000	120,681.470		
	カナダ・ドル 小計(2銘柄)	200,000.000 (16,770,000)	217,798.850 (18,262,433)		
	ユーロ				
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.75% 2016/3/28	90,000.000	87,321.600		
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2020/9/28	32,000.000	31,298.240		

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28	31,000.000	29,523.780	
	BUNDESobligation 1.75% 2015/10/9	732,000.000	722,425.440	
	BUNDESobligation 3.5% 2011/4/8	35,000.000	35,305.200	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.25% 2020/9/4	208,000.000	195,422.240	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	368,000.000	366,837.120	
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	66,000.000	74,541.720	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 1% 2012/12/14	152,000.000	151,811.520	
	DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 4.75% 2034/7/4	150,000.000	177,571.500	
	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2020/10/25	406,000.000	376,581.240	
	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	172,000.000	190,414.320	
	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 3% 2014/7/12	90,000.000	93,726.000	
	IRELAND GOVERNMENT BOND 4% 2014/1/15	100,000.000	93,082.000	
	IRELAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2020/4/18	60,000.000	46,314.600	
	IRELAND GOVERNMENT BOND 5% 2020/10/18	40,000.000	31,735.200	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2015/6/15	234,000.000	229,996.260	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2014/6/1	104,000.000	105,448.720	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2020/9/1	171,000.000	165,488.670	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.25% 2019/9/1	75,000.000	74,653.500	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2020/2/1	60,000.000	60,594.000	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	189,000.000	182,706.300	
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	108,000.000	103,921.920	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 4% 2020/4/30	119,000.000	107,054.780	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	154,000.000	116,194.540	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7% 2041/7/30	22,000.000	17,629.920	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 4.85% 2020/10/31	34,000.000	32,419.680	
	ユーロ 小計(27銘柄)	4,002,000.000 (445,942,860)	3,900,020.010 (434,579,229)	
	国債証券 合計(49銘柄)	3,667,357,190 (917,357,190)	3,684,954,117 (889,318,547)	
地方債証券	アメリカ・ドル			
	LOS ANGELES DEPARTMENT OF AIRPORTS 6.582% 2039/5/15	25,000.000	23,343.750	
	NEW JERSEY STATE TURNPIKE AUTHORITY 7.414% 2040/1/1	25,000.000	26,198.000	
	NEW YORK STATE URBAN DEVELOPMENT CORP 5.77% 2039/3/15	20,000.000	19,409.000	
	NYC MUN WTR FIN -BABS 5.724% 2042/6/15	10,000.000	9,400.100	
	NYC MUN WTR FIN -BABS 5.79% 2041/6/15	30,000.000	28,177.200	
	STATE OF CALIFORNIA 5.95% 2016/4/1	75,000.000	78,828.750	
	STATE OF CALIFORNIA 7.3% 2039/10/1	5,000.000	4,897.500	
	STATE OF CALIFORNIA 7.55% 2039/4/1	25,000.000	25,204.750	



種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	STATE OF CALIFORNIA 7.625% 2040/3/1	10,000.000	10,145.800	
	アメリカ・ドル 小計(9銘柄)	225,000.000 (18,954,000)	225,604.850 (19,004,952)	
	ユーロ			
	KOMMUNEKREDIT 4.375% 2012/10/2	50,000.000	52,258.000	
	STATE OF HESSE 3.125% 2014/5/13	30,000.000	30,932.100	
	ユーロ 小計(2銘柄)	80,000.000 (8,914,400)	83,190.100 (9,269,873)	
	地方債証券 合計(11銘柄)	27,868,400 (27,868,400)	28,274,825 (28,274,825)	
	日本円			
	1 緑資源債券	10,000,000	10,135,580	
	17 道路機構	30,000,000	31,505,580	
	232 信金中金	50,000,000	51,381,050	
	26 国際協力銀行	10,000,000	10,155,570	
	27 国際協力銀行	20,000,000	21,169,620	
	4 本州四国連絡橋	120,000,000	124,476,600	
	50 日本政策投資B	10,000,000	10,262,420	
	い1695 利付農林債	20,000,000	20,326,240	
	日本円 小計(8銘柄)	270,000,000	279,412,660	
	イギリス・ポンド			
	EUROPEAN INVESTMENT BANK 3.375% 2014/9/8	25,000.000	25,842.250	
	イギリス・ポンド 小計(1銘柄)	25,000.000 (3,275,250)	25,842.250 (3,385,593)	
	オーストラリア・ドル			
	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6% 2020/8/6	60,000.000	57,042.000	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2019/8/7	95,000.000	94,335.000	
	QUEENSLAND TREASURY CORP 6% 2017/9/14	165,000.000	165,843.150	
	オーストラリア・ドル 小計(3銘柄)	320,000.000 (26,614,400)	317,220.150 (26,383,200)	
	カナダ・ドル			
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 4.375% 2016/2/9	110,000.000	115,925.700	
カナダ・ドル 小計(1銘柄)	110,000.000 (9,223,500)	115,925.700 (9,720,370)		
スイス・フラン				
BAYERISCHE LANDESBANK 3.125% 2016/10/12	110,000.000	97,900.000		
スイス・フラン 小計(1銘柄)	110,000.000 (9,583,200)	97,900.000 (8,529,048)		

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
社債券	ユーロ				
	EUROPEAN UNION 2.375% 2017/9/22	30,000.000	28,665.000		
	NORDIC INVESTMENT BANK 3% 2014/4/8	17,000.000	17,541.450		
	ユーロ 小計(2銘柄)	47,000.000	46,206.450		
		(5,237,210)	(5,148,785)		
	特殊債券 合計(16銘柄)	323,933,560	332,579,656		
		(53,933,560)	(53,166,996)		
	日本円				
	109 オリックス	100,000,000	101,342,000		
	24 シテイグループ・インク	41,000,000	41,285,565		
	424 東北電力	10,000,000	10,093,550		
	475 中部電力	70,000,000	74,907,210		
	517 東京電力	40,000,000	41,323,880		
	日本円 小計(5銘柄)	261,000,000	268,952,205		
	アメリカ・ドル				
	ALTRIA GROUP INC 10.2% 2039/2/6	20,000.000	27,433.800		
	BANC OF AMERICA COMMERCIAL MORTGAGE INC 4.873% 2041/3/11	60,000.000	62,534.400		
	BARCLAYS BANK PLC FR	50,000.000	50,000.500		
	BOEING CO/THE 1.875% 2012/11/20	15,000.000	15,246.300		
	COMCAST CORP 6.4% 2040/3/1	55,000.000	56,833.700		
	COMMERCIAL MORTGAGE ASSET TRUST 6.64% 2032/1/17	3,606.620	3,606.620		
	COX COMMUNICATIONS INC 8.375% 2039/3/1	40,000.000	49,621.200		
	CS FIRST BOSTON MORTGAGE SECURITIES CORP 6.505% 2034/2/15	13,467.170	13,492.480		
	DAIMLER CHRYSLER AUTO TRUST 4.98% 2011/11/8	4,960.220	4,977.620		
	DNB NOR BANK ASA FR 2016/9/1	100,000.000	97,655.000		
	EKSPORTFINANS ASA 3% 2014/11/17	45,000.000	46,325.250		
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP 3% 2011/12/9	33,000.000	33,814.770		
	GREENWICH CAPITAL COMMERCIAL FUNDING CORP 4.305% 2042/8/10	42,427.730	42,841.820		
	HOME EQUITY ASSET TRUST FR 2037/7/25	14,306.910	13,978.690		
	JP MORGAN CHASE COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES 6.429% 35/04/15	46,545.950	47,242.740		
	KRAFT FOODS INC 6.5% 2031/11/1	10,000.000	10,749.200		
	NEWS AMERICA INC 6.4% 2035/12/15	30,000.000	30,943.500		
	ORACLE CORP 5.375% 2040/7/15	40,000.000	38,975.600		
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC 2.75% 2013/1/14	43,000.000	43,483.750		
	TIME WARNER CABLE INC 5.875% 2040/11/15	30,000.000	28,671.000		
	VERIZON COMMUNICATIONS INC 6.9% 2038/4/15	60,000.000	67,187.400		
	アメリカ・ドル 小計(21銘柄)	756,314.600	785,615.340		
	(63,711,942)	(66,180,236)			
イギリス・ポンド					
LLOYDS TSB BANK PLC 6.5% 2040/9/17	40,000.000	35,979.200			
イギリス・ポンド 小計(1銘柄)	40,000.000	35,979.200			
	(5,240,400)	(4,713,635)			

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ユーロ AVIVA PLC FR DNB NOR BANK ASA FR 2016/10/18 DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG 1% 2011/8/4 DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG 1.875% 2013/12/13 GE CAPITAL EUROPEAN FUNDING 4.375% 2011/3/30 GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE 3.5% 2011/12/8 JPMORGAN CHASE & CO 3.625% 2011/12/12 SANTANDER ISSUANCES S.A UNIPERSONAL FR 2019/5/29 SOCIETE GENERALE 4.196% SVENSKA HANDELSBANKEN AB FR 2017/10/19 ユーロ 小計(10銘柄)	70,000.000 50,000.000 70,000.000 50,000.000 10,000.000 100,000.000 100,000.000 50,000.000 55,000.000 100,000.000 655,000.000 (72,986,650)	59,150.000 48,999.000 69,873.300 49,806.500 10,071.300 102,118.000 102,297.000 43,386.500 43,656.250 97,061.000 626,418.850 (69,801,853)	
	社債券 合計(37銘柄)	402,938,992 (141,938,992)	409,647,929 (140,695,724)	
	合計(113銘柄)	4,422,098,142 (1,141,098,142)	4,455,456,527 (1,111,456,092)	

(注1) 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	株式 5銘柄	100%	%	2.1%
アメリカ・ドル	株式 32銘柄 国債証券 6銘柄 地方債証券 9銘柄 社債券 21銘柄	57.4% % % %	% 34.5% 1.8% 6.3%	46.2%
イギリス・ポンド	株式 10銘柄 国債証券 3銘柄 特殊債券 1銘柄 社債券 1銘柄	65.5% % % %	% 31.2% 1.4% 1.9%	10.9%
オーストラリア・ドル	特殊債券 3銘柄	%	100%	1.2%
カナダ・ドル	株式 2銘柄 国債証券 2銘柄 特殊債券 1銘柄	63.8% % %	% 23.6% 12.6%	3.4%
シンガポール・ドル	株式 2銘柄	100%	%	1.3%
スイス・フラン	株式 5銘柄 特殊債券 1銘柄	92.3% %	% 7.7%	4.9%
スウェーデン・クローナ	株式 1銘柄	100%	%	0.3%
ノルウェー・クローネ	株式 1銘柄	100%	%	0.2%
ユーロ	株式 6銘柄 国債証券 27銘柄 地方債証券 2銘柄 特殊債券 2銘柄 社債券 10銘柄	21.9% % % % %	% 65.4% 1.4% 0.8% 10.5%	29.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

ブラックロック世界バランス・ファンド(平成23年1月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	3,024,064,552円
負債総額	6,124,843円
純資産総額( - )	3,017,939,709円
発行済数量	3,136,631,644口
1 単位当たり純資産額( / )	0.9622円

(参考情報)

ブラックロック世界バランス・マザーファンド(平成23年1月末現在)

## 純資産額計算書

資産総額	7,333,738,372円
負債総額	242,725,649円
純資産総額( - )	7,091,012,723円
発行済数量	5,624,416,427口
1 単位当たり純資産額( / )	1.2608円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

## 10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 485,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 9,238株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <マネジメント委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、マネジメント委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。



### ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

### リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年1月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	31本	158,776百万円
	単体型株式投資信託	0本	0円
私募投資信託		88本	1,358,541百万円
合計		119本	1,517,317百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けており、第23期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、当社の監査公認会計士等は次の通り異動しております。

前事業年度　あらた監査法人

当事業年度　有限責任監査法人トーマツ

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 4. 当社は平成21年12月2日にブラックロックジャパン株式会社と合併いたしました。また平成21年12月2日に商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更いたしました(旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
預金	2	7,523	4,043
支払委託償還金		-	2
立替金		0	-
前払費用		84	237
未収入金		680	169
未収委託者報酬		845	1,533
未収運用受託報酬		-	3,855
未収収益	2	3,055	304
差入保証金		332	479
未収還付消費税等		78	156
未収還付法人税等		-	506
繰延税金資産		310	930
その他流動資産		0	25
流動資産計		12,912	12,245
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物附属設備	1	89	2,099
器具備品	1	316	871
建設仮勘定		256	-
有形固定資産計		662	2,970
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		-	31
のれん		311	3,688
クライアント・リレーションシップ資産		-	1,687
その他の無形固定資産		2	3
無形固定資産計		314	5,410
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		0	-
関係会社株式	2	-	300
長期前払費用		1	-
長期差入保証金		681	1,005
繰延税金資産		623	1,037
投資その他の資産計		1,306	2,342
固定資産計		2,284	10,724
資産合計		15,196	22,970

	第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	61	186
未払収益分配金	-	0
未払償還金	-	77
未払手数料	-	459
その他未払金	-	159
未払費用	1,476	1,571
未払法人税等	307	-
賞与引当金	715	666
早期退職慰労引当金	-	246
流動負債計	2,560	3,367
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 3,300	10,237
退職給付引当金	287	283
固定負債計	3,587	10,520
負債合計	6,147	13,888
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	485	485
資本剰余金		
資本準備金	366	366
その他資本剰余金	-	3,846
資本剰余金合計	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,860	4,047
利益剰余金合計	8,197	4,383
株主資本合計	9,048	9,081
純資産合計	9,048	9,081
負債・純資産合計	15,196	22,970

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	5,066	4,285
運用受託報酬	8,233	8,178
その他営業収益	3,498	2,501
営業収益計	16,798	14,965
営業費用		
支払手数料	2,005	974
広告宣伝費	104	77
公告費	-	0
調査費		
調査費	9	353
情報機器関連費	237	-
委託調査費	-	1,011
調査費計	246	1,365
委託計算費	152	146
営業雑費		
通信費	92	98
印刷費	34	63
諸会費	32	25
営業雑費計	159	187
営業費用計	2,668	2,750
一般管理費		
給料		
役員報酬	248	1,024
給料・手当	3,203	3,319
賞与	1,056	2,943
給料計	4,508	7,286
その他の人件費	5	-
退職給付費用負担金	399	421
法定福利費	307	-
福利厚生費	45	610
事務委託費	3,716	1,395
事務用品費	7	-
交際費	3	10
寄付金	-	0
旅費交通費	126	116
採用費	100	-
租税公課	59	77
不動産賃借料	837	1,134
水道光熱費	77	129
固定資産減価償却費	226	794
のれん償却費	273	314
クライアント・リレーションシップ資産償却費	-	102
賃借料	7	-
消耗器具備品費	15	-
修繕維持費	23	-
不動産仲介手数料	60	-
教育研修費	61	-
諸経費	110	416
一般管理費計	10,974	12,809
営業利益又は営業損失( )	3,155	594

	第22期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第23期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1	9
為替差益		38
投信償還益		0
その他営業外収益		0
営業外収益計	42	48
営業外費用		
支払利息	1	138
投信償還損		0
有価証券売却損		0
営業外費用計	64	138
経常利益又は経常損失( )	3,133	684
特別利益		
賞与引当金戻入益		154
前期損益修正益		0
特別利益計	776	154
特別損失		
固定資産除却損		4
原状回復費		243
特別退職金		518
長期借入金返済違約金		5
前期損益修正損		105
特別損失計	177	877
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	3,732	1,407
法人税、住民税及び事業税	1,601	16
法人税等調整額	114	338
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	第23期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	485
当期変動額		
新株の発行	10	-
当期変動額合計	10	-
当期末残高	485	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	-	3,846
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期変動額		
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
当期変動額合計	-	3,846
当期末残高	366	4,212
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,489	7,860
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	7,860	4,047
利益剰余金合計		
前期末残高	5,825	8,197
当期変動額		
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,371	3,813
当期末残高	8,197	4,383



	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第23期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081
純資産合計		
前期末残高	6,666	9,048
当期変動額		
新株の発行	10	-
企業結合による資本剰余金の増加	-	3,846
剰余金の配当	-	101
企業結合による利益剰余金の増加 又は減少( )	355	2,627
当期純利益又は当期純損失( )	2,016	1,084
当期変動額合計	2,381	32
当期末残高	9,048	9,081

## (重要な会計方針)

期別 項目	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第23期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p style="text-align: center;">-</p> <p>その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用して おります。</p>	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(追加情報) 平成21年6月に予定しております事務所の移転に伴い、 除却を予定している有形固定資産について、 従来、耐用年数を2年～15年としておりましたが、 除却を決定した平成20年8月より、 残存耐用年数を平成20年8月から平成21年6月 までの11ヶ月に変更しております。 これにより、当期の営業利益、経常利益及び 税引前当期利益はそれぞれ116百万円減少して おります。</p> <p>(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償却して おります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(追加情報) 平成22年5月に予定している事務所の移転に伴い、 除却を予定している有形固定資産について、 従来耐用年数を5年～18年としておりましたが、 除却を決定した平成21年10月より、 残存耐用年数を平成21年10月から平成22年5月 までの8ヶ月に変更しております。 これにより、当期の営業損失、経常損失及び 税引前当期純損失はそれぞれ468百万円増加して おります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア、のれん及びクライアント・リレー ションシップ資産については、定額法により償却 しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、 当期末における退職給付債務及び年金資産に 基づき計上しております。なお、会計制度委員 会報告第13号「退職給付会計に関する実務指 針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、 簡便法)に基づき、当期末における年金財政計 算上の責任準備金の額をもって退職給付債務と する方法によりしております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた 従業員については、旧退職金制度に基づく給付 額を保証しているため、期末現在の当該給付額 と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計 上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、 当期末における退職給付債務及び年金資産に 基づき計上しております。なお、会計制度委員 会報告第13号「退職給付会計に関する実務指 針(中間報告)」に規定されている簡便法に基 づき、当期末における責任準備金等の額をも って退職給付債務とする方法によりしております。</p> <p>旧退職金制度 同 左</p>

期別 項目	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
4. リース取引の処理方法	<p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>-</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(追加情報) 当社は、平成21年12月2日における旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(及び )を承継し、上記の会計処理を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 同 左</p> <p>-</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

## (会計方針の変更及び表示方法の変更)

期 別 項 目	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
1. リース取引に関する会計基準等	<p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	-
2. 表示方法の変更	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>(1) 従来まで「未収収益」に含めていた未収運用受託報酬について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(2) 従来まで「未払費用」に含めていた未収収益分配金、未払償還金、未払手数料及びその他未払金について、その重要性に鑑み、当事業年度から区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>(1) 従来まで「営業費用」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来「支払手数料」に含めていた支払運用再委託報酬を、当事業年度から「委託調査費」として区分掲記しております。</p> <p>従来区分掲記していた「情報機器関連費」を、当事業年度から「調査費」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 従来まで「一般管理費」の内訳項目で区分掲記していた科目について、損益計算書の表示科目の明瞭性と重要性を勘案して、一部変更及び集約して表示しております。なお詳細は以下に記載しております。</p> <p>従来区分掲記していた「法定福利費」を、当事業年度から「福利厚生費」に含めて表示しております。</p> <p>従来区分掲記していた「事務用品費」「採用費」「賃借料」「消耗器具備品費」「修繕維持費」「不動産仲介手数料」及び「教育研修費」を、当事業年度から「諸経費」に含めて表示しております。</p>

## 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 127百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 218百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">預金 3,224百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">長期借入金 3,300百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 539百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 328百万円</p> <p>2 関係会社に対する資産は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社株式 300百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">未収収益 233百万円</p> <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 5,500百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">借入実行残高 -</p> <p style="padding-left: 20px;">差引額 5,500百万円</p>

(損益計算書関係)

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 64百万円</p>	<p>1 関係会社に対する営業外収益及び営業外費用は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取利息 7百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">支払利息 23百万円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日				
第22期(自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88		9,238
合計	9,150	88		9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日					
第23期(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
発行済株式					
普通株式	9,238			9,238	
合計	9,238			9,238	
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発日
平成21年11月10日 臨時株主総会	普通株式	101	11,000	平成21年 9月30日	平成21年11月13日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項により記載を省略しております。	-

## (金融商品関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
-	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。</p> <p>投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。</p> <p>営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。</p> <p>長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。</p> <p>営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。</p>

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																																																								
	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表 計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>支払委託償還金</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">169</td> <td style="text-align: right;">169</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> <td style="text-align: right;">1,533</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3,855</td> <td style="text-align: right;">3,855</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td style="text-align: right;">304</td> <td style="text-align: right;">304</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収還付消費税等</td> <td style="text-align: right;">156</td> <td style="text-align: right;">156</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収還付法人税等</td> <td style="text-align: right;">506</td> <td style="text-align: right;">506</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">479</td> <td style="text-align: right;">479</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">1,005</td> <td style="text-align: right;">899</td> <td style="text-align: right;">(105)</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">(697)</td> <td style="text-align: right;">(697)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">(1,571)</td> <td style="text-align: right;">(1,571)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">(10,237)</td> <td style="text-align: right;">(11,434)</td> <td style="text-align: right;">(1,196)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては ( ) で示しています。</p> <p>(注)</p> <p>1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>預金、支払委託償還金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収還付消費税等、未収還付法人税等及び 差入保証金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>長期差入保証金 事務所敷金の時価については、事務所毎の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。</p> <p>未払金及び 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>		貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額	預金	4,043	4,043	-	支払委託償還金	2	2	-	未収入金	169	169	-	未収委託者報酬	1,533	1,533	-	未収運用受託報酬	3,855	3,855	-	未収収益	304	304	-	未収還付消費税等	156	156	-	未収還付法人税等	506	506	-	差入保証金	479	479	-	長期差入保証金	1,005	899	(105)	未払金	(697)	(697)	-	未払費用	(1,571)	(1,571)	-	長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額																																																						
預金	4,043	4,043	-																																																						
支払委託償還金	2	2	-																																																						
未収入金	169	169	-																																																						
未収委託者報酬	1,533	1,533	-																																																						
未収運用受託報酬	3,855	3,855	-																																																						
未収収益	304	304	-																																																						
未収還付消費税等	156	156	-																																																						
未収還付法人税等	506	506	-																																																						
差入保証金	479	479	-																																																						
長期差入保証金	1,005	899	(105)																																																						
未払金	(697)	(697)	-																																																						
未払費用	(1,571)	(1,571)	-																																																						
長期借入金	(10,237)	(11,434)	(1,196)																																																						



第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																									
	<p>長期借入金 長期借入金のうち、固定金利によるものは、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。</p> <p>長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子会社株式</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。</p> <p>3. 長期借入金の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10,237</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額(百万円)	子会社株式	300		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	長期借入金	-	-	-	-	-	10,237	合計	-	-	-	-	-	10,237
区分	貸借対照表計上額(百万円)																									
子会社株式	300																									
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																				
	長期借入金	-	-	-	-	-	10,237																			
合計	-	-	-	-	-	10,237																				

## (有価証券関係)

第22期 (平成21年 3月31日現在)	第23期 (平成22年 3月31日現在)						
<p>その他有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得原価</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	取得原価	0百万円	貸借対照表計上額	0百万円	差額	0百万円	-
取得原価	0百万円						
貸借対照表計上額	0百万円						
差額	0百万円						

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日								
-	<p>当該事業年度に売却したその他有価証券</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">投資信託受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">売却額</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却益の合計</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売却損の合計</td> <td style="text-align: center;">0 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	投資信託受益証券	売却額	0 百万円	売却益の合計	- 円	売却損の合計	0 百万円
区分	投資信託受益証券								
売却額	0 百万円								
売却益の合計	- 円								
売却損の合計	0 百万円								

## (デリバティブ取引関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
該当なし	同 左

## (退職給付関係)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p><b>適格退職年金制度</b> 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p><b>旧退職金制度</b> 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p><b>その他の退職給付制度</b> 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>287百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>287百万円</td> </tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、適格退職年金制度及び旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。従って、平成21年12月2日以降、からの四つの制度を有しています。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>1,718</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td>1,433</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td>285</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td> <td>283</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>306</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員に対しては、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	1,718	百万円	年金資産残高	1,433		未積立退職給付債務	285		未認識過去勤務債務	13		未認識数理計算上の差異	11		貸借対照表計上額純額	283		前払年金費用	23		退職給付引当金	306	百万円
退職給付債務	287百万円																												
退職給付引当金	287百万円																												
退職給付債務	1,718	百万円																											
年金資産残高	1,433																												
未積立退職給付債務	285																												
未認識過去勤務債務	13																												
未認識数理計算上の差異	11																												
貸借対照表計上額純額	283																												
前払年金費用	23																												
退職給付引当金	306	百万円																											

第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第23期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日																						
<p>3 . 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> </table>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円	<p>3 . 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">402 百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金に係る要拠出額</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用負担額合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">421</td> </tr> <tr> <td>特別退職金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">518</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">939 百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の従業員の退職給付費用は、勤務費用等に計上しております。</p>	勤務費用等	402 百万円	利息費用	3	期待運用収益	1	過去勤務債務の費用処理額	0	数理計算上の差異の費用処理額	0	確定拠出年金に係る要拠出額	13	退職給付費用負担額合計	421	特別退職金	518	合計	939 百万円
勤務費用等	399百万円																						
退職給付費用	399百万円																						
勤務費用等	402 百万円																						
利息費用	3																						
期待運用収益	1																						
過去勤務債務の費用処理額	0																						
数理計算上の差異の費用処理額	0																						
確定拠出年金に係る要拠出額	13																						
退職給付費用負担額合計	421																						
特別退職金	518																						
合計	939 百万円																						
<p>4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<p>4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準</p> <p>割引率 1.4%</p> <p>期待運用収益率 0.7%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 発生の翌事業年度から9.0年で処理しております。</p>																						

## (税効果会計関係)

第22期 (平成21年3月31日現在)	第23期 (平成22年3月31日現在)
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金 363百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 244百万円</p> <p>未払費用否認 110百万円</p> <p>未払事業税 28百万円</p> <p>資産調整勘定 118百万円</p> <p>その他 78百万円</p> <p>繰延税金資産合計 1,060百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>のれん (126)百万円</p> <p>その他 -百万円</p> <p>繰延税金負債合計 (126)百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 933百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>賞与引当金 291百万円</p> <p>未払費用否認 446</p> <p>減価償却損金算入限度超過額 192</p> <p>その他 0</p> <p>繰延税金資産（流動資産）合計 930百万円</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>税務上の繰越欠損金 1,041百万円</p> <p>退職給付引当金 234</p> <p>減価償却損金算入限度超過額 152</p> <p>無形固定資産 312</p> <p>資産調整勘定 79</p> <p>その他 3</p> <p>繰延税金資産（固定資産）合計 1,823</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>無形固定資産 (776)</p> <p>その他 (9)</p> <p>繰延税金負債（固定負債）合計 (786)</p> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額 1,037百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22%</p> <p>その他 0.67%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 41.0%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 (14.2)</p> <p>損金不算入ののれん償却額 (6.1)</p> <p>その他 2.2</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%</p>

## (関連当事者情報)

第22期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	3,300
						支払利息	支払利息(注1)	64	未払利息	-

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業信託業	なし	役員の兼任 投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)本部	703	未払費用	35
							配賦経費(注4)	1,402	未払費用	307
							その他営業収益(注5)	1,409	未収収益	240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	22	未収入金	22

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2) 事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3) 投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4) 本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5) その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6) Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7) 貸借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

## (2) 重要な関連会社

該当なし

第23期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び主要株主等

自：平成21年4月1日 至：平成21年12月1日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	英国 ロンドン市	2,402 百万 ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン貸出 及び借入	受取利息 (注2)	7	未収収益	-
							支払利息 (注3)	23	未払費用	-

(注1) 平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 受取利息については、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

## (2) 同一の親会社を持つ会社等

自：平成21年12月2日 至：平成22年3月31日(注1)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	旧ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区	2,989 百万円	投資運用業	なし	吸収合併消滅会社	吸収合併 (注2)	承継資産合計: 12,200 承継負債合計: 10,980 承継純資産合計: 1,219 合併対価: -	-	-
同一の親会社をもつ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	10万 米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金 (注3)	10,237	長期借入金	10,237
							支払利息 (注4)	114	未払利息	-

(注1) 平成21年12月2日に、当社の究極の親会社がBarclays Global Investors UK Holdings Limited からブラックロック・インクに変更されました。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2)吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。

(注3)取引金額の内訳は次の通りとなっております。尚、担保は差し入れておりません。

吸収合併による消滅会社から承継した借入金：8,937百万円

当社の究極の親会社変更に伴い、当該貸出先において承継された劣後特約付借入金：1,300百万円

(注4)支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。尚、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

## (企業結合等関係)

<p style="text-align: center;">第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>
<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  結合当事企業又は対象となった事業の名称  パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。)</p> <p>事業の内容  情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス</p> <p>企業結合の法的形式  吸収合併</p> <p>結合後企業の名称  パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要  平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。</p>	<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  結合当事企業又は対象となった事業の名称  ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>事業の内容  投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業等</p> <p>企業結合の法的形式  吸収合併</p> <p>結合後企業の名称  ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>取引の目的を含む取引の概要  当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・インクによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴う日本法人においての経営統合を目的に、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、旧ブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が行われることを承認し、旧ブラックロック・ジャパン株式会社の資産、負債及び契約上の地位その他一切の権利義務を当社に承継させる吸収合併を行いました。</p> <p>また当社は平成21年12月2日、ブラックロック・ジャパン株式会社へ商号の変更を行っております。</p> <p>なお、本吸収合併の効力発生時点において当社及び旧ブラックロック・ジャパン株式会社の株主はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディング合同会社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳</p> <p>(1) 資産の額  流動資産 4,780百万円  固定資産 7,419百万円</p> <p>(2) 負債の額  流動負債 2,043百万円  固定負債 8,937百万円</p> <p>上記金額は、当社の財務諸表に基づき必要な組替を行った旧ブラックロック・ジャパン株式会社の最終事業年度の財務諸表に基づいております。</p>



第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
<p>-</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	<p>2. 吸収分割先企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>分割先企業の名称 ブラックロック証券株式会社</p> <p>分割した事業の内容 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務等</p> <p>分割の法的形式 吸収分割</p> <p>取引の目的を含む取引の概要</p> <p>当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して、iシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部に係る事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社、ブラックロック証券株式会社を吸収分割承継株式会社として、それまで当社が営んでいた第一種金融商品取引業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務をブラックロック証券株式会社に承継させる吸収分割を行いました。</p> <p>なお、本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収合併に際して、BSCは当社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。</p> <p>3. 実施した会計処理の概要</p> <p>本取引(1.及び2.)は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

## (1株当たり情報)

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日		第23期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	
1株当たり純資産額	979,494円33銭	1株当たり純資産額	983,059円95銭
1株当たり当期純利益	218,809円00銭	1株当たり当期純損失	117,424円51銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	2,016百万円	損益計算書上の当期純損失	1,084百万円
1株当たり当期純利益の算定に	2,016百万円	1株当たり当期純損失の算定に	1,084百万円
用いられた普通株式に係る当期純利益		用いられた普通株式に係る当期純損失	
期中平均株式数	9,216株	期中平均株式数	9,238株

## (重要な後発事象)

第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第23期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について</p> <p>平成21年6月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。</p> <p>先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せず取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。</p> <p>日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。</p>	-

**【中間財務諸表】**

## 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表及び中間損益計算書並びに中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。なお、中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 中間貸借対照表

		(単位：百万円)
		中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	2	6,003
支払委託償還金		1
前払費用		139
未収入金		58
未収委託者報酬		1,269
未収運用受託報酬		4,013
未収収益		117
繰延税金資産		785
その他流動資産		71
流動資産計		12,460
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	2,103
器具備品	1	880
有形固定資産計		2,983
無形固定資産		
ソフトウェア		28
のれん		3,319
クライアント・リレーションシップ資産		1,533
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		4,885
投資その他の資産		
関係会社株式		300
長期差入保証金		992
繰延税金資産		1,335
投資その他の資産計		2,628
固定資産計		10,497
資産合計		22,958

(単位：百万円)

中間会計期間末  
(平成22年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	217
未払収益分配金	0
未払償還金	77
未払手数料	458
その他未払金	0
未払費用	1,371
未払消費税等	51
未払法人税等	13
賞与引当金	1,391
役員賞与引当金	40
早期退職慰労引当金	48
流動負債計	3,670
固定負債	
長期借入金	10,237
退職給付引当金	328
資産除去債務	235
固定負債計	10,800
負債合計	14,471
純資産の部	
株主資本	
資本金	485
資本剰余金	
資本準備金	366
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	4,212
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,452
利益剰余金合計	3,789
株主資本合計	8,486
純資産合計	8,486
負債・純資産合計	22,958

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		2,922
運用受託報酬		4,887
その他営業収益		491
営業収益計		8,301
営業費用		
支払手数料		976
広告宣伝費		3
調査費		
調査費		227
委託調査費		1,235
調査費計		1,462
委託計算費		139
営業雑経費		
通信費		96
印刷費		76
諸会費		12
営業雑経費計		184
営業費用計		2,766
一般管理費		
給料		
役員報酬		88
給料・手当		2,012
賞与		842
給料計		2,942
福利厚生費		358
事務委託費		722
交際費		11
寄付金		2
旅費交通費		80
租税公課		58
不動産賃借料		639
退職給付費用		162
水道光熱費		89
固定資産減価償却費	* 1	339
のれん償却額	* 1	368
クライアント・リレーションシップ資産償却費	* 1	153
資産除去債務利息費用		1
諸経費		217
一般管理費計		6,148
営業損失		613

(単位:百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
営業外収益	
為替差益	79
還付加算金等	18
早期退職慰労引当金戻入益	46
その他営業外収益	4
営業外収益計	148
営業外費用	
支払利息	172
営業外費用計	172
経常損失	637
特別損失	
固定資産除却損	58
特別退職金	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	35
特別損失計	109
税引前中間純損失	747
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	152
中間純損失	594

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	485
当中間期末残高	485
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
その他資本剰余金	
前期末残高	3,846
当中間期末残高	3,846
資本剰余金合計	
前期末残高	4,212
当中間期末残高	4,212
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,047
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	3,452
利益剰余金合計	
前期末残高	4,383
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	3,789
株主資本合計	
前期末残高	9,081
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	8,486
純資産合計	
前期末残高	9,081
当中間期変動額	
中間純損失	594
当中間期変動額合計	594
当中間期末残高	8,486



## (重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。  (2) 無形固定資産 ソフトウェア、のれん及びクライアント・リレーションシップ資産については、定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、確定給付型の会計基準によった会計処理方法により引当金を計上しております。  (追加情報) 当中間会計期間より、適格退職年金制度の退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、平成23年 1月 1日に予定している適格退職年金制度のキャッシュ・バランス型年金制度への統合に備えたものです。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。  旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を補償しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。  確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。

項目	中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

## (会計方針の変更)

項目	中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ13百万円増加し、税引前中間純損失は48百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は233百万円であります。</p>

## 注 記 事 項

## (中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	208百万円
器具備品	352百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出	5,500百万円
コミットメントの総額	
借入未実行残高	-
差引額	5,500百万円

## (中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	336百万円
無形固定資産	525百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,238			9,238
合計	9,238			9,238
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間 後となるもの 該当事項はありません。				

## (金融商品関係)

中間会計期間  
自 平成22年 4月 1日  
至 平成22年 9月30日

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

投資有価証券である証券投資信託受益証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に当社の投資信託業務を運営する上で必要とされる当社自身が設定・運用を行う証券投資信託に係るものであり、定期的に把握された時価が取締役会及び監査役会に報告されております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金には主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間  
自 平成22年 4月 1日  
至 平成22年 9月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
預金	6,003	6,003	-
支払委託償還金	1	1	-
未収入金	58	58	-
未収委託者報酬	1,269	1,269	-
未収運用受託報酬	4,013	4,013	-
未収収益	117	117	-
長期差入保証金	992	926	(65)
預り金	(217)	(217)	-
未払金	(537)	(537)	-
未払費用	(1,371)	(1,371)	-
未払消費税等	(51)	(51)	-
未払法人税等	(13)	(13)	-
長期借入金	(10,237)	(11,549)	(1,312)

(\*) 負債に計上されているものについては( )で示しています。

(注)

1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

預金、支払委託償還金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

預り金、未払金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日						
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品						
区分	中間貸借対照表計上額(百万円)					
子会社株式	300					
上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。						
3. 長期借入金の決算日後の返済予定額						
(単位：百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	10,237
合計	-	-	-	-	-	10,237

## (資産除去債務関係)

中間会計期間末 (平成22年 9月30日)
(追加情報)
<p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>当社は、2008年12月 1日に開始した定期建物賃貸借契約に従い、資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年間、割引率は1.5%を採用しております。</p> <p>当中間会計期間において資産除去債務に計上した金額は233百万円であります。当中間会計期間末における資産除去債務残高は、上記金額233百万円と時の経過による資産除去債務の調整額 1百万円の合計235百万円であります。</p>

## (セグメント情報等)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日				
(追加情報)				
当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日)を適用しております。				
(セグメント情報)				
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
製品及びサービスに関する情報				
(単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,922	4,887	491	8,301
地域に関する情報 地域に関する情報につきまして、国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であり、国内に所在している有形固定資産の額が中間貸借対照表の有形固定資産の額の90%超でありますため、地域に関する情報の開示を省略しております。				
主要な顧客に関する情報 政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものはありません。				

## (デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

中間会計期間	
自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日	
1株当たり純資産額	918,667円83銭
1株当たり中間純損失	64,392円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純損失	594百万円
1株当たり中間純損失の算定に	
用いられた普通株式に係る中間純損失	594百万円
期中平均株式数	9,238株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円(平成22年3月末現在)
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社もみじ銀行*	74,965百万円	
株式会社山口銀行	10,005百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

\* 株式会社もみじ銀行は、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

### (3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・資本金の額 : 7,364百万米ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約7,234億円、平成22年3月末現在)  
\* 米ドルの円換算は、平成22年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値(1米ドル=98.23円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算<sup>\*</sup> 約132億円、平成22年3月末現在)  
\* 英ポンドの円換算は、平成22年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電  
信売買相場の仲値(1英ポンド=140.4円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッ  
ド
- ・資本金の額 : 15百万豪ドル(円貨換算<sup>\*</sup> 約1,160百万円、平成22年5月末現在)  
\* 豪ドルの円換算は、平成22年5月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値(1豪ドル=77.32円)によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

### 第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 青木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック世界バランス・ファンドの平成21年12月17日から平成22年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック世界バランス・ファンドの平成22年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年2月9日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック世界バランス・ファンドの平成22年6月17日から平成22年12月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック世界バランス・ファンドの平成22年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川本修司

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 星知子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社（旧社名：パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川本修司	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若林亜希	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#)